

琵琶湖疏水沿線案内サイン整備業務

標準仕様書

琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会

1 委託業務名

琵琶湖疏水沿線案内サイン整備業務

2 業務の目的

琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会（以下「当会」という。）では、関係団体と連携して、明治から現在に受け継がれる日本遺産・琵琶湖疏水のストーリーを軸に、琵琶湖疏水の沿線に存在する構成文化財をフィールドミュージアムとして一体的に捉え、「船に乗っても、沿線を歩いても楽しめる」琵琶湖疏水の魅力向上・発信に取り組んでいる。

令和5年度までには、琵琶湖疏水沿線散策道「そすいさんぼ」において、琵琶湖から1kmごとのキロポストの設置、ウォーキングマップの発行、曲がり角等への案内サインの整備を進めてきた。

本業務は、散策道「そすいさんぼ」への案内サインを充実することで、琵琶湖疏水沿線の周遊性及び周辺観光地へのアクセスを向上させ、琵琶湖疏水を起点とした文化観光の促進を目指すものである。

※具体的な散策道のコースについては、以下のURL等に記載

- ・ <https://biwakososui.city.kyoto.lg.jp/episode/detail/47>
- ・ 右記の2次元コード
- ・ 「歩いてみよう 散策道「そすいさんぼ」」で検索



3 本標準仕様書の位置付け

本標準仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものである。受託候補者決定後、プロポーザルの提案内容を踏まえて協議を行い、その結果、本委託に係る業務内容（以下「本業務」という。）を変更することがある。

4 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

5 業務内容

- (1) 散策道「そすいさんぼ」のルート上に、以下ア、イの案内サインを設置すること。なお、案内サインの設置に当たっては、案内サインの設置場所及び設置数等について、効果的に業務の目的が達せられるよう、現地調査等を踏まえて提案し、当会と協議のうえ決定すること。

ア 曲がり角案内サイン

散策道「そすいさんぼ」の曲がり角等に、散策ルートを案内するためのサインを設置すること。設置場所はフェンスや電柱への設置を基本とし、デザイン及び形状は既設の曲がり角案内サイン及びキロポストサインと一体感のあるものを作成すること。

イ その他案内サイン

散策道「そすいさんぼ」コースにおける琵琶湖疏水のPRや「そすいさんぼ」の全体

像(広域図)を示すことを目的とした案内サインを設置すること。板面サイズは横1200mm、縦900mm程度、形状は独立式を基本として、場所に適した形態での設置を検討すること。デザインは既設のサインと同じものとする。ただし、この他に新しく「そすいさんぽ」の普及・啓発につながるサインを作成してもよい。

- (2) 各案内サインについて、現段階で当会が想定する数は、曲がり角案内サインは15か所程度、その他案内サインは2か所程度であるが、効果的に事業目的が達せられるよう、設置場所と併せて、現地調査等を踏まえて提案すること。
- (3) 各案内サインのデザイン及び設置場所等について、報告書にまとめた後、サインを設置すること。
- (4) 案内サインの設置に必要な、行政機関への書類申請や土地所有者との協議等の手続きを確認するとともに、それら手続きを一括して実施すること。

6 著作権等の取扱い

- (1) 本委託に係る成果物についての全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、委託料の完済により当会に移転するものとする。
- (2) 受託者は、当会が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。
- (3) 当会は、成果物を使用するに当たって、受託者を表示することを要しないものとする。
- (4) 上記(2)及び(3)のほか、受託者は、成果物について、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり、図画、楽曲その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を当会が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。
- (6) 上記(5)において当会が著作物を使用することができる期間は無期限とする。やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に当会の承諾を得るものとする。
- (7) 受託者は、成果物について、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していないことを当会に保証するものとする。万一成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる紛争等の問題については、受託者の責任と負担において処理するものとする。ただし、当該問題のうち当会の責に帰すべき事由により生じたものについては、当会の責任と負担においてこれを処理する。
- (8) 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないものとする。

7 本業務の履行に係る業務体制

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、円滑な遂行のため、相当の経験を有する責任者（1名）及び主任担当者（1名以上）を配置すること。
- (2) 責任者は、業務の全般にわたり業務管理を行い、主任担当者は、本業務の実施に当たって、当会と連絡を密にして十分に協議を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって、進捗状況等について当会と協議してその指示に従うとともに、関係機関と連携し、調整を図ること。

8 提出書類

受託者は、次の書類を提出すること。

- (1) 契約締結後
 - ア 工程表
 - イ その他当会が必要と認める書類
- (2) 業務完了後
 - ア 完了報告書
 - イ その他当会が必要と認める書類

9 委託金額の範囲

委託金額の範囲は、「5 業務内容」に記載した業務全てに係る費用（業務の提供に当たり発生する付帯作業に係る費用を含む全ての経費の合計金額とする）とする。したがって、追加費用は一切請求できないものとする。

10 支払方法

委託業務の終了後、受託者からの適法な支払請求書を受理したときから、30日以内に支払うものとする。

11 特記事項

- (1) 費用負担
本業務に際して生じる一切の費用は、仕様書に特段記載がないものを除き、全て受託者が負担するものとする。
- (2) 秘密の保持
 - ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。本契約が終了、又は解除された後においても同様とする。
 - イ 受託者は、成果物（業務履行過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複製又は譲渡してはならない。ただし、当会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 契約不適合責任
納品後2年以内に成果物に契約の内容に適合しない箇所が見つかった場合は、当会の要

求に従い、速やかに無償で是正するものとする。

(4) 関係法令等の遵守

受託者は関係法令等を順守して本業務に当たること。

(5) 協議による決定

本仕様書に記載のない事項及び内容に疑義を生じた事項については、提案書等に基づき、受託者と当会が協議して定めるものとする。

なお、協議により決定しない場合は、当会の指示によるものとする。